

3. 盛土の総点検について

令和3年11月
総合政策局公共事業企画調整課

盛土の総点検の進め方及び現在の状況について

令和3年9月30日開催
第1回 盛土による災害防止に関する
検討会資料より

- ・ 人家等に影響のある盛土について、土地利用関係各府省（国土交通省、農林水産省、林野庁、環境省）の連名で、都道府県に対し、以下のような作業を行っていただくことを8月11日に通知。
- ・ 都道府県の現場が混乱しないよう、関係府省が連携してサポート。

重点点検対象エリア及び重点点検箇所

- ① 土砂災害警戒区域（土石流）の上流域及び区域内（地すべり、急傾斜）
- ② 山地災害危険地区の集水区域（崩壊土砂流出）及び地区内（地すべり、山腹崩壊）
- ③ 大規模盛土造成地

盛土の把握

- ・ 各地方公共団体等が、許可・届出資料等から確認した盛土
- ・ 盛土可能性箇所データ（国土地理院提供）等から推定される盛土
- ・ その他、各地方公共団体等において点検が必要と考える盛土 等

土地利用制限の権限を有する各地方公共団体等がそれぞれの観点から点検

点検の観点（目視で点検）

- ① 許可・届出等の必要な手続きが行われているか
- ② 手続き内容と現地の状況が一致しているか
（面積、土量等）
- ③ 災害防止の必要な措置がとられているか
（水抜きの有無等）
- ④ 禁止事項に関する確認（廃棄物の有無等）

盛土の総点検の進め方及び現在の状況について

令和3年9月30日開催
第1回 盛土による災害防止に関する
検討会資料より

- 8/11に都道府県に対し、**関係府省の連名**にて、**盛土の総点検を依頼**。
- 許可・届出資料等の確認から先行的に行いつつ、**9月中旬に全国の総点検予定箇所数を集約**
- 今後、現地確認を本格化し、**年内に点検の暫定とりまとめ**を行い、点検状況等を踏まえ対応方策を検討

● **全国の総点検予定箇所数：3万～4万箇所**

✓ 都道府県あたり平均 約740箇所

※今後の精査により増減があり得る

点検スケジュール

- | | |
|-------|----------------------------|
| 8月10日 | 第1回 関係府省連絡会議
(点検方法の決定等) |
| 8月11日 | 地方公共団体に点検を依頼 |
| 9月中旬 | 全国の点検箇所数のとりまとめ (ナンバリング) |
| 年内 | 点検の暫定とりまとめ |

対応方策の検討

1) 危険箇所の対策 (事業対応)

- 行為者による是正措置を基本に、各省で危険箇所対策 (盛土の撤去、対策工等)、詳細調査等の予算を措置
- 土地利用区分等によらず、同様の支援制度とする

2) 今後の危険な盛土防止 (制度対応)

- 土地利用規制など安全性を確保するために必要な対応策の検討
- 廃棄物混じり土の適正運用



盛土等に関する規制について

令和3年9月30日開催
第1回 盛土による災害防止に関する
検討会資料より

地域名 ※ 1	土地利用区域の名称 ※ 2	土地利用規制	産業廃棄物
都市地域 (約30%)	宅地造成工事規制区域・都市計画区域	宅地造成等規制法・都市計画法	土地利用区域にかかわらず、不法投棄は禁止。
森林地域 (約70%)	地域森林計画対象の民有林 (約70%)	森林法	
	国有林 (約30%)	国有林野管理経営法・森林法	
農業地域 (約50%)	農用地区域 (約30%)	農地法・農業振興地域の整備に関する法律	
	農振白地地域 (約70%)	農地法	
自然公園地域 (約15%)	特別地域 (約80%)	自然公園法	
	普通地域 (約20%)	自然公園法	
自然保全地域 (約0.3%)	原生自然環境保全地域・自然環境保全地域（特別地区） (約80%)	自然環境保全法	
	自然環境保全地域（普通地区） (約20%)	自然環境保全法	
上記以外 (約1%)	ダム湛水地、無人島等		

※ 1 : パーセントは、国土面積に占める各地域の面積の割合。重複しているものを含むため、合計は100%にならない。

※ 2 : パーセントは、各地域内における各土地利用区域の面積の割合。

ただし、自然公園地域、自然保全地域における各土地利用区域の面積の割合は、都道府県条例区域を含まない面積を元に算出

①規制対象について

令和3年9月30日開催
第1回 盛土による災害防止に関する
検討会資料より

- 各法律において、それぞれの目的の範囲内で開発を規制。
そのため、盛土等が行われる区域や規模等によって、規制対象とならないものが存在。

	都市地域	森林地域	農業地域		自然公園地域	自然保全地域	産業廃棄物
	宅地造成等規制法	森林法	農地法	農業振興地域整備法	自然公園法	自然環境保全法	廃棄物処理法
法目的	宅地造成に伴う <u>災害の防止</u>	<u>森林の保続培養</u> 、森林生産力の増進	耕作者の地位の安定、国内の <u>農業生産の増大</u>	<u>農業の健全な発展</u>	優れた自然の <u>風景地の保護、利用の増進</u>	<u>自然環境の適正な保全</u>	廃棄物の適正な処理等による <u>生活環境の保全及び公衆衛生の向上</u>
規制対象区域	宅地造成工事規制区域	地域森林計画の対象民有林（保安林以外）	（なし）	農用地区域	国立・国定公園内の特別保護地区、特別地域	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域内の特別地区	（なし）
規制対象行為	宅地造成（盛土等の土地の形質の変更） ※1m以上の盛土、500㎡以上の盛土等が対象	土石の採掘等の土地の形質の変更（土石の集積を含む） ※1ha超が対象	農地を農地以外のものに転用	宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更等	土地の開墾等の土地の形状の変更、土石の集積	土地の開墾等の土地の形質の変更 等	廃棄物の処理 （不法投棄の禁止）
許可権者	都道府県知事等の <u>許可</u>	都道府県知事の <u>許可</u>	都道府県知事等の <u>許可</u>	都道府県知事等の <u>許可</u>	大臣、都道府県知事の <u>許可</u>	大臣の <u>許可</u>	処理業・施設設置は都道府県知事等の許可

②安全性確保のための方策について

令和3年9月30日開催
第1回 盛土による災害防止に関する
検討会資料より

- 各法律の目的に応じて、盛土等の安全性確保のための許可基準を設定。宅地造成等規制法等では、法令において具体的な技術基準を設定。
- 宅地造成等規制法等では、**工事完了後に完了検査を実施**し、許可基準に沿って安全対策が行われていることを確認。

		都市地域	森林地域	農業地域		自然公園地域	自然保全地域
		宅地造成等規制法	森林法	農地法	農業振興地域整備法	自然公園法	自然環境保全法
安全性確保のための許可基準		宅地造成に伴う災害の防止 のため、必要な措置を講じていること	森林の災害防止機能維持 の観点から、周辺地域において災害を発生させるおそれがないこと等	周辺の農地の営農条件に支障 を及ぼす災害を発生させるおそれがないこと	周辺の農用地等の耕作・養畜業務に支障 を及ぼす災害を発生させるおそれがないこと	国立公園の風致維持 の観点から、土砂の流出のおそれがないこと（安全性確保を目的としていないことに留意）	自然環境の保全に支障 を及ぼすおそれがないこと（安全性確保を目的としていないことに留意）
	技術基準等	地盤、擁壁、崖面保護、排水施設に関する 技術基準を規定 （政令）	地盤、擁壁、崖面保護、排水施設等に関する 技術基準を規定 （通知）	（なし）	（なし）	（なし）	（なし）
施工中の安全性の確認方法		都道府県知事等による 報告徴収・立入検査 が可能	都道府県知事等による 報告徴収・立入調査 が可能	都道府県知事等による 立入調査 が可能	（なし）	大臣、都道府県知事等による 報告徴収・立入検査 が可能	大臣等による 報告徴収・実地検査 が可能
工事後の安全性の確認方法		工事完了後に 都道府県知事等による 完了検査 を実施	工事完了後に都道府県知事等による 完了検査 の実施（通知）	（なし）	（なし）	（なし）	（なし）

③盛土等の安全性に関する責任の所在について

令和3年9月30日開催
第1回 盛土による災害防止に関する
検討会資料より

- 盛土等を行うに際して必要な許可手続や安全基準に関する違反があった場合、実施主体等に対し、**安全確保のための措置命令等**を発出。
- 宅地造成等規制法においては、造成された宅地の所有者等に対し、当該宅地を**常時安全な状態に維持する責務**を規定。

	都市地域	森林地域	農業地域		自然公園地域	自然保全地域
	宅地造成等規制法	森林法	農地法	農業振興 地域整備法	自然公園法	自然環境 保全法
違反 行為	無許可での宅地造成、許可基準 違反、完了検査未受検など	無許可での開発行為、 許可条件違反、不正 な手段による許可取得	無許可での転用行 為、許可条件違反、 不正な手段による 許可取得	無許可での開発行為、 許可条件違反、不正な 手段による許可取得	無許可での開発行為、 許可条件違反	無許可での開発行為、 許可条件違反
命令の 相手方	造成主、工事請負人、土地所有 者等	開発行為を行う者	農地転用を行う者 工事請負人等	開発行為を行う者	開発行為を行う者	開発行為を行う者
命令 内容	工事停止・使用禁止・災害防止 措置命令	中止・ 復旧命令	工事停止・原状回 復等の違反是正命 令	中止・ 復旧命令	中止命令、 原状回復命令 措置命令	中止命令 原状回復命令 措置命令
保全 義務	土地所有者等	なし	なし	なし	なし	なし

④罰則について

令和3年9月30日開催
第1回 盛土による災害防止に関する
検討会資料より

●無許可で盛土等を行った場合や、都道府県知事等の命令に違反した場合の罰則を措置。

		都市地域	森林地域	農業地域		自然公園地域	自然保全地域	産業廃棄物
		宅地造成等規制法	森林法	農地法	農業振興地域整備法	自然公園法	自然環境保全法	廃棄物処理法
無許可	対象者	無許可で宅地造成を行った造成主	無許可で開発行為を行った者	無許可で農地転用を行った者	無許可で開発行為を行った者	無許可で開発行為を行った者	無許可で開発行為を行った者	不法投棄、無許可営業： 懲役5年以下 罰金1,000万円以下 法人重課3億円以下 措置命令違反： 懲役5年以下 罰金1,000万円以下
	法定刑	懲役6月以下 罰金30万円以下	懲役3年以下 罰金300万円以下	懲役3年以下 罰金300万円以下 法人重科1億円以下	懲役1年以下 罰金50万円以下	懲役6月以下 罰金50万円以下	【原生自然環境保全地域】 懲役1年以下 罰金100万円以下 【自然環境保全地域内の特別地区】 懲役6月以下 罰金50万円以下	
命令違反	対象者	災害防止措置命令等に違反した造成主、工事請負人、土地所有者等	中止復旧命令に違反した開発行為を行う者	違反是正命令等に違反した農地転用を行う者、工事請負人等	停止復旧命令に違反した開発行為を行う者	中止命令等の命令に違反した者	中止命令等の命令に違反した者	
	法定刑	懲役1年以下 罰金50万円以下	懲役3年以下 罰金300万円以下	懲役3年以下 罰金300万円以下 法人重科1億円以下	懲役1年以下 罰金50万円以下	懲役1年以下 罰金100万円以下	懲役1年以下 罰金100万円以下	

【参考】条例による罰則の上限は、懲役は2年以下、罰金は100万円以下。

都道府県条例の概要

- 盛土等の開発行為の規制に関する条例を定めている都道府県数は26。
- 規制内容として、盛土造成等の行為に対する許可、土地所有者の同意、完了時の届出、罰則等について定めている自治体が多いが、その内容は自治体ごとに異なる。

主な規制内容

規制内容	都道府県数(全26自治体中)
盛土造成等の行為に対する許可・届出 ^(※1)	25(知事許可等) 1(届出)
土地所有者の同意	26
地元説明会の開催等	12
工事着手時等の届出	23
定期的な施工状況の報告	18
完了時の届出	26
罰則 ^(※2)	26

※1: (一財)地方自治研究機構資料「土砂埋立て等の規制に関する条例(令和3年7月29日更新)」及び各都道府県HP等を元に、盛土等を規制する条例を制定している都道府県を計上。
※2: 違反行為により罰則は異なるが、条例中、最も重い罰則を1～2年以下の懲役、100万円以下の罰金と定めている条例が多い。
注) 各都道府県HPの情報(条例及び条例施行規則)等に基づき整理しており、必ずしも網羅的でないことに留意。

○ ご議論の前提として

- ・ 「危険な盛土」としてどのようなものを対象とするか。（例:崩落の可能性があるもの、崩落により人家等への影響があるもの、廃棄物混じりのもの等）
- ・ 廃棄物がない土は資源として有効利用し、廃棄物混じりの土は分別して廃棄物は適正処理するという土の取扱いについて、どのように考えるか。

○ 既存の危険な盛土に対するハード・ソフト対策のあり方について

- ・ 危険な盛土について、速やかな対応を考えると、行為者による履行を求めるのみでよいのか。
- ・ 緊急性を有する盛土については、今後の豪雨等に備え、一刻も早く対策が必要ではないか。
- ・ 安全性を確保するためにどのような対策が必要か。また、安全性を確認するための措置が必要ではないか。

○ 危険な盛土を防止するための仕組みのあり方について

- ・ 盛土に関する現行法（宅造法、森林法、農地法等）の課題は何か。また、課題を解決するためにどのような対応が必要か。
 - ✓ 規制の対象範囲の観点
 - ✓ 安全性確保措置の観点
 - ✓ 責任の所在と罰則の観点
 - ✓ 地域の実情等を反映する仕組みの観点
 - ✓ その他
- ・ 建設工事から発生する土（廃棄物がないもの）が安全に利用されていくためにどうすべきか。
- ・ 建設工事から発生する土（廃棄物混じりのもの）のマニフェスト管理等の運用をどう徹底していくべきか。
- ・ 盛土への廃棄物の混入を防止するため、どのような対策が必要か。
- ・ 法令に違反する悪質な盛土行為を抑止・対処するには、どのような行政の体制等が必要か。



<事例①>

- 盛土土量：約 8 万 m³
- 関係法令：条例

(状況)

- 平成16年頃に把握し、自治体から行為者に対し条例に基づく措置命令を実施してきたものの、是正されない状況。
- 平成24年、行為者に対し土砂条例違反で刑事告発し、刑が確定した。
- 平成24年に一部に崩壊（写真中央部）し、河川に土砂が流入したため、平成25年に行政代執行法に基づき、河川の改修工事等を実施した。



<事例②>

- 盛土土量：約 2 万 m³
- 関連法令：条例

(状況)

- 平成23年頃に把握し、条例の許可を受けずに盛土を行ったため、自治体から行為者に対し措置命令を実施してきたものの、是正されない状況。
- 平成31年、行為者に対し土砂条例違反で刑事告発し、刑が確定した。
- 災害防止措置もされていない。



<事例③>

- 盛土土量：約 2,000 m³
- 関連法令：条例

(状況)

- 令和3年6月、条例に基づき申請されたが、許可通りの造成内容となっていない。
- 同月、許可権者及び道路管理者から行為者に対し、是正指導（土砂撤去）がなされたものの、撤去に至っていない。
- 令和3年6月の豪雨により、近接する道路に盛土土砂が流出し、道路を横断して民有林にも損傷が発生。